

ホットな消費者見守リニュース

「保険で無料」をうたう住宅修理の勧誘にご注意！



ポイント

- 「保険を使って無料で住宅の修理ができる」などと自宅に来た業者から勧誘を受け契約をしたところ、「高額な保険申請代行料金を請求された」「解約しようすると高額な解約料を請求された」といった相談が寄せられています。
- 一度点検を受けると、相手の勧誘トークに乘せられ断りづらくなるため、突然訪問してきた業者には、たとえ無料と言われても、安易に依頼しないようにしましょう。
- 住宅修理などの勧誘を受けた際は、その場ですぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。
- 保険金の請求は消費者自身で簡単にできます。まずは加入先の保険会社や保険代理店に相談するようにしましょう。

■ 消費者ホットライン ^{いやや} ☎ 188 でお近くの相談窓口につながります ■

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 ☎ 0739-24-0999
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内